

## 鳥取県検診発見子宮がん確定調査実施要領

### 1 目的

この調査は、鳥取県子宮がん検診実施指針に基づいて市町村が実施する子宮がん検診の精度管理を図るため、精密検査の結果、子宮がんと診断された症例等について、病期、部位、治療状況等を調査検討し、検診の効果や効率を評価することを目的とする。

### 2 実施主体

鳥取県成人病検診管理指導協議会子宮がん部会及び鳥取県健康対策協議会子宮がん対策専門委員会（以下「部会等」という。）とする。

また、市町村及び別に定める「鳥取県子宮がん検診精密検査医療機関登録実施要綱」により届け出した子宮がん検診精密検査登録医療機関（以下「登録医療機関」という。）は、調査が円滑に実施されるよう協力するものとする。

### 3 子宮がん精密検査紹介状の写しの提出

財団法人鳥取県保健事業団及び市町村は、別に定める「鳥取県子宮がん検診実施指針」により、子宮がん検診の精密検査の結果が「子宮がん」又は「異形成」、「子宮内膜増殖症」と診断された者について、登録医療機関から返送された子宮がん精密検査紹介状（以下「紹介状」という。）の写しを鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）に提出するものとする。

また、一次検診会場で体部がん検診を受診できず、「体部がん検査依頼書」により医療機関で子宮体部がん検査を受診し、さらに精密検査を受けた者についても同様に扱う。

### 4 子宮がん発見患者個人票の送付

健対協は、「子宮がん」と診断された者については、登録医療機関に連絡を取り、治療医療機関を調査の上、該当する医療機関へ子宮がん発見患者個人票〔以下「個人票」という。（様式第1号）〕及び紹介状の写しを送付する。

「異形成」及び「子宮内膜増殖症」と診断された者については、健対協が名簿を作成し、必要時にこれを行う。

5 子宮がん発見患者個人票の返送

治療医療機関は、所要事項を記入の上、個人票を健対協に返送するものとし、個人票の保管は健対協で行う。

6 集計結果等の報告

健対協は、返送された個人票をとりまとめ、集計結果等を部会等に報告するものとする。

7 秘密厳守

この調査に関係する者は、調査で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

登録No.

Ⓢ 子宮がん発見患者個人票

鳥取県健康対策協議会

1. 患者氏名 ( 歳)	2. 住所
3. 一次検診受診日 年 月 日 (検診医: )	
4. 精密検診受診日 年 月 日 (精検機関: )	
5. 精検診断 ①子宮頸部癌 ②子宮体部癌 ③その他 ( )	
6. 治療機関:	
7. 確定診断 ①子宮頸部癌 ②子宮体部癌 ③その他 ( ) a. 組織診: b. 進行期: c. TNM分類:	
8. 治療内容 a. 治療開始年月日: 年 月 日 b. 手術: (手術実施日 年 月 日) ①円錐切除 ②単純子宮全摘術 ③準広汎子宮全摘術 ④広汎子宮全摘術 ⑤その他 c. 放射線治療 d. 化学療法 e. その他 ( )	
9. 主治医:	10. 記入責任者: